第明治三十五種郵便物認可　三月三十一日

（裏　　面）

注意

1　特別児童扶養手当認定通知書を受けた方の特別児童扶養手当は特別児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座への振り込み又は金融機関へ送金により受けることになっています。

なお、特別児童扶養手当はその証書と印鑑を支払郵便局へ持参することにより又は通常郵便貯金に振り替えてする預入により受けることになっています。

2　この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に対して審査請求をすることができます。

3　この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても決定がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十一号の二を次のように改める。

様式第十一号の二（第十七条関係）

（表　面）

第　　号 特別児童扶養手当支給停止通知書			
受給資格者 氏　　名		受給資格者 住　　所	
支給停止の期間	平成　　年　　月から 平成　　年　　月まで	証書 記号・番号	第　　号
備　　考			
あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（第６条、第７条、第８条）の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。 平成　　年　　月　　日 知　事 (印) 市　長 殿			

◎　裏面の注意を読んで下さい。

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　　面）

注意

1　特別児童扶養手当所得状況届は毎年８月11日から９月10日までの間に出して下さい。この届を出さないと支給停止の期間の経過後も手当の支払がされません。

なお、本年７月以降に認定請求書を出している方又は支給停止の事由が継続している方は、本年の所得状況届は出す必要がありません。

2　支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など）で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産についてその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合には、支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

3　この支給停止に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に対して審査請求をすることができます。

4　この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても決定がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十二号を次のように改める。

様式第十二号（第十八条関係）

第　　号 特別児童扶養手当認定請求却下通知書	
氏　　名	
住　　所	
却下した理由	
平成　　年　　月　　日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して異議申立て（政令指定都市の場合は審査請求）をすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。	